



		会 計	
		情報処理	

富山県立富山商業高等学校	全 日 制	流通ビジ ネス	
		ビジネス マネジメ ント	
		会計ビジ ネス	
		情報ビジ ネス	

に、

富山県立高岡商業高等学校	全 日 制	流通経済	
		国際経済	
		会 計	
		情報処理	

を

富山県立高岡商業高等学校	全 日 制	流通ビジ ネス	
		国際ビジ ネス	
		会計ビジ ネス	
		情報ビジ ネス	

に、

富山県立雄峰高等学校	定 時 制	普 通	
		情報ビジ ネス	
		生活文化	
	通 信 制	普 通	
		衛生看護	
	専 攻 科	生活科学	

を

富山県立雄峰高等学校	定 時 制	普 通	
		総合ビジ ネス	
		生活文化	

に、

	通 信 制	普 通	
		衛生看護	
	専 攻 科	生活科学	

富山県立志貴野高等学校	定 時 制	普 通	
		国際教養	
		情報ビジネス	
		生活文化	
	通 信 制	普 通	
		国際教養	
		情報ビジネス	
		生活文化	

を

富山県立志貴野高等学校	定 時 制	普 通	
		国際教養	
		総合ビジネス	
		生活文化	
	通 信 制	普 通	
		国際教養	
		総合ビジネス	
		生活文化	

に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の別表第1に規定する富山県立高等学校の課程等及び学科のうち、次の表の左欄に掲げる高等学校の同表の中欄に掲げる課程等及び同表の右欄に掲げる学科は、この規則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、

令和4年3月31日に当該課程等及び学科に在学する者が当該課程等及び学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

富山県立富山商業高等学校	全日制	流通経済
		国際経済
		会計
		情報処理
富山県立高岡商業高等学校	全日制	流通経済
		国際経済
		会計
		情報処理
富山県立雄峰高等学校	定時制	情報ビジネス
富山県立志貴野高等学校	定時制	情報ビジネス
	通信制	情報ビジネス

(教・県立学校課)

告 示

富山県告示第371号

土地改良区の定款変更の認可について

富山市月岡土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和3年7月26日認可した。

令和3年9月1日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第372号

土地改良区の定款変更の認可について

船嶮土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年

法律第195号)第30条第2項の規定により、令和3年7月26日認可した。

令和3年9月1日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県告示第373号

富山県内水面漁場計画について

漁業法(昭和24年法律第267号)第62条第2項の規定により、漁業の免許について、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに関係地区を次のとおり定めたので、同法第64条第6項の規定により公示する。

令和3年9月1日

富山県知事 新 田 八 朗

---

1	公示番号	内共第1号(笹川)	
2 免許の 内容	(1) 漁業種類	第5種共同漁業	
	(2) 漁業の名称 及び時期	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
		やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
		いわな漁業	1月1日から12月31日まで
	(3) 漁場の位置	下新川郡朝日町	
(4) 漁場の区域	本川 河口から上流大鷲谷合流点まで		
3	制限又は条件	河川工事、砂防工事その他公共的事業の施行に支障を及ぼさないこと。	
4	関係地区	下新川郡朝日町	
5	存続期間	平成28年9月1日から令和8年8月31日まで	
6	免許の申請期間	予定なし	
7	免許の予定日	予定なし	

1	公示番号	内共第2号(小川)	
2 免許 の 内 容	(1) 漁業種類	第5種共同漁業	
	(2) 漁業の名称 及び時期	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
		やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
		いwana漁業	1月1日から12月31日まで
		さくらます漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 漁場の位置	下新川郡朝日町、同郡入善町		
(4) 漁場の区域	本川 河口から上流朝日小川ダム下流端まで 支川 舟川 本川合流点から上流下野橋下流端まで 山合川 本川合流点から上流導善寺川合流点まで		
3	制限又は条件	河川工事、砂防工事その他公共的事業の施行に支障を及ぼさないこと。	
4	関係地区	下新川郡朝日町	
5	存続期間	平成28年9月1日から令和8年8月31日まで	
6	免許の申請期間	予定なし	
7	免許の予定日	予定なし	

1	公示番号	内共第3号（黒部川）	
2 免 許 の 内 容	(1) 漁業種類	第5種共同漁業	
	(2) 漁業の名称 及び時期	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
		やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
		いわな漁業	1月1日から12月31日まで
		さくらます漁業	1月1日から12月31日まで
		かじか漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 漁場の位置	黒部市、下新川郡入善町		
(4) 漁場の区域	本川 河口から上流小屋平ダム下流端まで 支川 黒薙川 本川合流点から上流二見えん堤下流端まで 弥太蔵谷川 本川合流点から上流赤杓子の滝まで		
3	制限又は条件	河川工事、砂防工事その他公共的事業の施行に支障を及ぼさないこと。	
4	関係地区	黒部市、下新川郡入善町	
5	存続期間	平成28年9月1日から令和8年8月31日まで	
6	免許の申請期間	予定なし	
7	免許の予定日	予定なし	



1	公示番号	内共第4号（片貝川）	
2 免許の 内容	(1) 漁業種類	第5種共同漁業	
	(2) 漁業の名称 及び時期	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
		やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
		いわな漁業	1月1日から12月31日まで
	(3) 漁場の位置	黒部市、魚津市	
(4) 漁場の区域	本川 河口から上流東山橋下流端まで 支川 布施川 本川合流点から上流福平4号えん堤下流端 まで 田糲川 布施川合流点から上流嘉例沢松尾谷えん堤下流端 まで		
3	制限又は条件	河川工事、砂防工事その他公共的事業の施行に支障を及ぼさないこと。	
4	関係地区	黒部市、魚津市	
5	存続期間	平成28年9月1日から令和8年8月31日まで	
6	免許の申請期間	予定なし	
7	免許の予定日	予定なし	

1	公示番号	内共第5号（角川）	
2 免許 の 内 容	(1) 漁業種類	第5種共同漁業	
	(2) 漁業の名称 及び時期	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
		やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
		いwana漁業	1月1日から12月31日まで
		こい漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 漁場の位置	魚津市		
(4) 漁場の区域	本川 河口から上流松倉大平谷止工下流端まで		
3	制限又は条件	河川工事、砂防工事その他公共的事業の施行に支障を及ぼさないこと。	
4	関係地区	魚津市	
5	存続期間	平成28年9月1日から令和8年8月31日まで	
6	免許の申請期間	予定なし	
7	免許の予定日	予定なし	

1	公示番号	内共第6号（上市川）		
2	(1) 漁業種類	第5種共同漁業		
		(2) 漁業の名称 及び時期	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
			やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
			こい漁業	1月1日から12月31日まで
	もくずがに漁業		1月1日から12月31日まで	
(3) 漁場の位置	滑川市、富山市、中新川郡上市町			
(4) 漁場の区域	本川 河口から上流積泉寺合口えん堤下流端まで 支川 郷川 本川合流点から上流開谷橋下流端まで			
3	制限又は条件	河川工事、砂防工事その他公共的事業の施行に支障を及ぼさないこと。		
4	関係地区	滑川市、中新川郡上市町、同郡立山町、同郡舟橋村、富山市		
5	存続期間	平成28年9月1日から令和8年8月31日まで		
6	免許の申請期間	予定なし		
7	免許の予定日	予定なし		

1	公示番号	内共第7号（上市川上流）	
2 免 許 の 内 容	(1) 漁業種類	第5種共同漁業	
	(2) 漁業の名称 及び時期	いwana漁業	1月1日から12月31日まで
		にじます漁業	1月1日から12月31日まで
		ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	(3) 漁場の位置	中新川郡上市町	
(4) 漁場の区域	本川 上市川ダム堤体上流端から上流小又川合流点まで 支川 小又川 本川合流点から上流アザミ谷合流点まで 後谷 小又川合流点から上流後谷大谷合流点まで 白口谷 小又川合流点から上流白口谷上流端まで 千石川 本川合流点から上流三枚滝まで		
3	制限又は条件	河川工事、砂防工事その他公共的事業の施行に支障を及ぼさないこと。	
4	関係地区	中新川郡上市町東種、西種	
5	存続期間	平成28年9月1日から令和8年8月31日まで	
6	免許の申請期間	予定なし	
7	免許の予定日	予定なし	

1	公示番号	内共第8号（白岩川）		
2	(1) 漁業種類	第5種共同漁業		
		(2) 漁業の名称 及び時期	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
			やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
			こい漁業	1月1日から12月31日まで
	もくずがに漁業		1月1日から12月31日まで	
(3) 漁場の位置	中新川郡上市町、同郡立山町、同郡舟橋村、富山市			
(4) 漁場の区域	本川 浦の橋上流端から上流湯昆谷橋下流端まで 支川 栃津川 本川合流点から上流金剛寺橋下流端まで 大岩川 本川合流点から上流柿沢橋下流端まで			
3	制限又は条件	河川工事、砂防工事その他公共的事業の施行に支障を及ぼさないこと。		
4	関係地区	滑川市、中新川郡上市町、同郡立山町、同郡舟橋村、富山市		
5	存続期間	平成28年9月1日から令和8年8月31日まで		
6	免許の申請期間	予定なし		
7	免許の予定日	予定なし		

1	公示番号	内共第9号（白岩川上流）	
2 免 許 の 内 容	(1) 漁業種類	第5種共同漁業	
	(2) 漁業の名称 及び時期	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
		いわな漁業	1月1日から12月31日まで
		こい漁業	1月1日から12月31日まで
	(3) 漁場の位置	中新川郡立山町	
(4) 漁場の区域	本川 白岩川ダム堤体上流端から上流長尾滝まで 支川 中川 本川合流点から上流谷小平谷止工下流端まで 座主坊谷川 本川合流点から上流小又地内大滝まで 城前川 本川合流点から上流茨谷合流点まで 茨谷 城前川合流点から上流茨谷上流端まで 尻谷 本川合流点から上流尻谷上流端まで		
3	制限又は条件	河川工事、砂防工事その他公共的事業の施行に支障を及ぼさないこと。	
4	関係地区	中新川郡立山町	
5	存続期間	平成28年9月1日から令和8年8月31日まで	
6	免許の申請期間	予定なし	
7	免許の予定日	予定なし	

1	公示番号	内共第10号(神通川)	
2 免許の内容	(1) 漁業種類	第5種共同漁業	
	(2) 漁業の名称及び時期	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
		さくらます漁業	1月1日から12月31日まで
		やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
		いwana漁業	1月1日から12月31日まで
		こい漁業	1月1日から12月31日まで
		ふな漁業	1月1日から12月31日まで
		うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 漁場の位置	富山市		
(4) 漁場の区域	<p>本川 河口から上流新国境橋左岸下流端と富山市東猪谷字上割26番地20北陸電力株式会社牧送電線22号鉄塔頂点を結ぶ線まで</p> <p>支川 井田川 本川合流点から上流基点第1号と基点第2号とを結ぶ線まで</p> <p style="padding-left: 40px;">基点第1号 富山市婦中町上井沢 683番地先の標柱</p> <p style="padding-left: 40px;">基点第2号 富山市婦中町中島 468番地先の標柱</p> <p>合場川 井田川合流点から上流下井沢発電所用水と合場川との合流点まで</p> <p>山田川 井田川合流点から上流若土ダム下流端まで</p> <p>熊野川 本川合流点から上流熊野川ダム下流端まで</p> <p>黒川 熊野川合流点から上流滝谷合流点まで</p> <p>棚ヶ原川 黒川合流点から上流檜ノ木橋下流端まで</p> <p>千長原川 黒川合流点から上流滝止谷合流点まで</p>		
3	制限又は条件	河川工事、砂防工事その他公共的事業の施行に支障を及ぼさないこと。	
4	関係地区	富山市	
5	存続期間	平成28年9月1日から令和8年8月31日まで	
6	免許の申請期間	予定なし	
7	免許の予定日	予定なし	

1	公示番号	内共第11号（井田川）	
2 免 許 の 内 容	(1) 漁業種類	第5種共同漁業	
	(2) 漁業の名称 及び時期	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
		やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
		いwana漁業	1月1日から12月31日まで
		さくらます漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 漁場の位置	富山市		
(4) 漁場の区域	本川 基点第1号と基点第2号とを結ぶ線から上流八尾ダム下流端まで 基点第1号 富山市婦中町上井沢 683番地先の標柱 基点第2号 富山市婦中町中島 468番地先の標柱 支川 久婦須川 本川合流点から上流久婦須第2ダム下流端まで 別荘川 本川合流点から上流中根上橋下流端まで 野積川 本川合流点から上流東又谷合流点まで 東又谷 野積川合流点から上流赤戸谷合流点まで 真川谷 野積川合流点から上流真川谷上流端まで 仁歩川 野積川合流点から上流中仁歩橋下流端まで		
3	制限又は条件	河川工事、砂防工事その他公共的事業の施行に支障を及ぼさないこと。	
4	関係地区	富山市婦中町、八尾町	
5	存続期間	平成28年9月1日から令和8年8月31日まで	
6	免許の申請期間	予定なし	
7	免許の予定日	予定なし	



1	公示番号	内共第12号(大長谷川)	
2 免許 の 内 容	(1) 漁業種類	第5種共同漁業	
	(2) 漁業の名称 及び時期	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
		いわな漁業	1月1日から12月31日まで
		こい漁業	1月1日から12月31日まで
	(3) 漁場の位置	富山市	
(4) 漁場の区域	本川 室牧ダム堤体上流端から上流岐阜県境まで		
3	制限又は条件	河川工事、砂防工事その他公共的事業の施行に支障を及ぼさないこと。	
4	関係地区	富山市八尾町	
5	存続期間	平成28年9月1日から令和8年8月31日まで	
6	免許の申請期間	予定なし	
7	免許の予定日	予定なし	

1	公示番号	内共第13号（百瀬川）	
2 免 許 の 内 容	(1) 漁業種類	第5種共同漁業	
	(2) 漁業の名称 及び時期	にじます漁業	1月1日から12月31日まで
		いわな漁業	1月1日から12月31日まで
		こい漁業	1月1日から12月31日まで
		うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 漁場の位置	南砺市		
(4) 漁場の区域	本川 菅沼ダム堤体上流端から上流東俣谷合流点まで 支川 竜口谷 本川合流点から上流竜口谷第4号砂防えん 堤下流端まで 日尾谷 本川合流点から上流日尾2号えん堤下流端 まで		
3	制限又は条件	河川工事、砂防工事その他公共的事業の施行に支障を及ぼさないこと。	
4	関係地区	南砺市利賀村	
5	存続期間	平成28年9月1日から令和8年8月31日まで	
6	免許の申請期間	予定なし	
7	免許の予定日	予定なし	

1	公示番号	内共第14号（庄川）	
2 免 許 の 内 容	(1) 漁業種類	第5種共同漁業	
	(2) 漁業の名称 及び時期	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
		さくらます漁業	1月1日から12月31日まで
		にじます漁業	1月1日から12月31日まで
		やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
		こい漁業	1月1日から12月31日まで
		うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
		うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 漁場の位置	射水市、高岡市、砺波市		
(4) 漁場の区域	本川 河口から上流小牧ダム下流端まで 支川 和田川 本川合流点から上流十一ヶ堰（和田川用水 大戸水門）下流端まで		
3	制限又は条件	河川工事、砂防工事その他公共的事業の施行に支障を及ぼさないこと。	
4	関係地区	高岡市中田、戸出、二塚、蓮花寺、砺波市、射水市	
5	存続期間	平成28年9月1日から令和8年8月31日まで	
6	免許の申請期間	予定なし	
7	免許の予定日	予定なし	

1	公示番号	内共第15号（庄川上流）	
2 免許 の 内 容	(1) 漁業種類	第5種共同漁業	
	(2) 漁業の名称 及び時期	にじます漁業	1月1日から12月31日まで
		やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
		いわな漁業	1月1日から12月31日まで
		こい漁業	1月1日から12月31日まで
		うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
		うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 漁場の位置	砺波市、南砺市		
(4) 漁場の区域	本川 小牧ダム堤体上流端から上流境川合流点まで 支川 梨谷川 本川合流点から上流鍋床橋下流端まで 小谷川 本川合流点から上流黒滝まで 西俣谷 小谷川合流点から上流西俣谷上流端まで 湯谷 本川合流点から上流上段谷合流点まで 船頭川 湯谷合流点から上流船頭の滝まで 小原谷 本川合流点から上流小原谷上流端まで 小瀬谷 本川合流点から上流谷鞍谷合流点まで 西赤尾谷 本川合流点から上流大滝まで 東赤尾谷 本川合流点から上流東赤尾谷上流端まで 利賀川 本川合流点から上流片倉谷合流点まで 悪瀬谷 利賀川合流点から悪瀬谷第3号えん堤下流 端まで 白谷 利賀川合流点から南谷合流点まで 水無川 利賀川合流点から上流金剛寺谷合流点まで		
3	制限又は条件	河川工事、砂防工事その他公共的事業の施行に支障を及ぼさないこと。	
4	関係地区	砺波市庄川町、南砺市	
5	存続期間	平成28年9月1日から令和8年8月31日まで	
6	免許の申請期間	予定なし	
7	免許の予定日	予定なし	

1	公示番号	内共第16号（小矢部川）	
2 免許 の 内 容	(1) 漁業種類	第5種共同漁業	
	(2) 漁業の名称 及び時期	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
		やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
		いwana漁業	1月1日から12月31日まで
		こい漁業	1月1日から12月31日まで
		ふな漁業	1月1日から12月31日まで
		うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
		もくずがに漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 漁場の位置	高岡市、小矢部市、南砺市		
(4) 漁場の区域	本川 二上橋上流端から上流下小屋えん堤下流端まで 支川 祖父川 本川合流点から上流あいの風とやま鉄道線 鉄橋下流端まで 岸渡川 本川合流点から上流あいの風とやま鉄道線 鉄橋下流端まで 荒又川 岸渡川合流点から上流山王橋下流端まで 黒石川 本川合流点から上流あいの風とやま鉄道線 鉄橋下流端まで 子撫川 本川合流点から上流名ヶ滝地内一の滝まで 渋江川 本川合流点から上流御亭橋下流端まで 旅川 本川合流点から上流城端線鉄橋下流端まで 山田川 本川合流点から上流城南橋下流端まで 大井川 山田川合流点から上流大井川橋下流端まで 明神川 本川合流点から上流明神橋下流端まで		
3	制限又は条件	河川工事、砂防工事その他公共的事業の施行に支障を及ぼさないこと。	
4	関係地区	高岡市、小矢部市、南砺市	
5	存続期間	平成28年9月1日から令和8年8月31日まで	
6	免許の申請期間	予定なし	
7	免許の予定日	予定なし	

1	公示番号	内共第17号（宮川及び高原川）	
2 免 許 の 内 容	(1) 漁業種類	第5種共同漁業	
	(2) 漁業の名称 及び時期	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
		やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
		いwana漁業	1月1日から12月31日まで
	(3) 漁場の位置	富山県富山市及び岐阜県飛騨市	
(4) 漁場の区域	<p>基点第3号と基点第4号とを結ぶ線から基点第5号と点イとを結ぶ線までの宮川、基点第6号と基点第7号とを結ぶ線から下流の高原川及び中山橋下流端から下流のソノボ谷川並びにそれらの支派川</p> <p>基点第3号 岐阜県飛騨市神岡町中山と富山県富山市蟹寺とに架かる新国境橋の左岸下流端</p> <p>基点第4号 富山県富山市東猪谷上山割26番地の20北陸電力株式会社牧送電線第22号鉄塔頂点</p> <p>基点第5号 岐阜県飛騨市宮川町小豆沢焼畑地内富山・岐阜県境標識</p> <p>基点第6号 岐阜県飛騨市神岡町中山上の山山林 593番地の3の東南端</p> <p>基点第7号 岐阜県飛騨市神岡町中山と富山県富山市東猪谷とに架かる新猪谷橋の右岸下流端</p> <p>点 イ 基点第5号から180度の線と宮川右岸との交点</p>		
3	制限又は条件	河川工事、砂防工事その他公共的事業の施行に支障を及ぼさないこと。	
4	関係地区	富山県富山市、岐阜県飛騨市宮川町及び神岡町	
5	存続期間	平成26年1月1日から令和5年12月31日まで	
6	免許の申請期間	予定なし	
7	免許の予定日	予定なし	



片貝川	水源かん養保安林	266	55
	土砂流出防備保安林	428	06
早月川	水源かん養保安林	219	70
	土砂流出防備保安林	231	64
常願寺川	水源かん養保安林	377	68
	土砂流出防備保安林	553	80
神通川	水源かん養保安林	621	09
	土砂流出防備保安林	492	65
	干害防備保安林	5	92
庄川	水源かん養保安林	287	32
	土砂流出防備保安林	1,026	10
城端地区	水源かん養保安林	152	88
	土砂流出防備保安林	51	36
小矢部	水源かん養保安林	366	17
	土砂流出防備保安林	48	74
氷見地区	水源かん養保安林	15	46
	土砂流出防備保安林	3	62
計	水源かん養保安林	2,772	81
	土砂流出防備保安林	4,215	03
	干害防備保安林	5	92
合計		6,993	76

### 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年9月1日



富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市三ヶ2674番5、2675番1、2676番1、2677番1及び2678番5			射水市三ヶ3331番地	永森 薫 永森 厚子
射水市高木259番、260番、261番及び262番の一部			射水市高木 272番地の1	山森運輸有限 会社

### 令和3年度後期技能検定の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和3年度後期技能検定を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公示する。

令和3年9月1日

富山県知事 新 田 八 朗

#### 1 実施時期、等級の区分及び実施職種

##### (1) 後期実施

##### ア 特級

特級の検定職種のうち後期（令和3年10月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）に実施するものは、鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造とする。

##### イ 1級及び2級

1級及び2級の検定職種のうち後期に実施するもの（随時実施するものは除く。）は、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとに実施する学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択することができるものは、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井 施工法及びロータリー式 さく井施工法	パーカッション式さく井 工事作業及びロータリー 式さく井工事作業
金属溶解	鋳鉄溶解作業法	鋳鉄溶解作業
鋳造	鋳鋼鋳物鋳造作業法	鋳鋼鋳物鋳造作業
工場板金	機械板金加工法及び数値 制御タレットパンチプレ ス板金加工法	機械板金作業及び数値制 御タレットパンチプレス 板金作業
機械検査	なし	なし
電気機器組立て	シーケンス制御法	シーケンス制御作業
半導体製品製造	集積回路チップ製造法及 び集積回路組立て法	集積回路チップ製造作業 及び集積回路組立て作業
空気圧装置組立て	なし	なし
油圧装置調整	なし	なし
農業機械整備	なし	なし
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服パターン メイキング作業及び婦人 子供既製服縫製作業
和裁	なし	なし
帆布製品製造	なし	なし
プリプレス	なし	なし
プラスチック成形	—	射出成形作業
石材施工	石材加工法	石材加工作業
パン製造	なし	なし
水産練り製品製造	なし	なし
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし

配管	建築配管施工法	建築配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋施工図作成作業及び鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	なし	なし
防水施工	塩化ビニル系シート防水施工法及び改質アスファルトシートトーチ工法防水施工法	塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
樹脂接着剤注入施工	なし	なし
カーテンウォール施工	なし	なし
自動ドア施工	なし	なし
ガラス施工	なし	なし
機械・プラント製図	機械製図法	機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業
電気製図	なし	なし
金属材料試験	機械試験法及び組織試験法	機械試験作業及び組織試験作業
塗装	鋼橋塗装法	鋼橋塗装作業

## ウ 3級

3級の検定職種のうち後期に実施するもの（随時実施するものは除く。）は、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとに実施する学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択することができるものは、それぞれ表中の中欄又は右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
造園	なし	なし
機械加工	旋盤加工法	普通旋盤作業
機械検査	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし

電気機器組立て	シーケンス制御法	シーケンス制御作業
内燃機関組立て	なし	なし
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
和裁	なし	なし
家具製作	なし	なし
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋組立て作業
機械・プラント製図	なし	機械製図手書き作業及び 機械製図CAD作業
電気製図	なし	なし

## エ 単一等級

単一等級の検定職種のうち後期に実施するものは、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとに実施する学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択することができるものは、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
バルコニー施工	なし	なし

## 2 試験の方法

実技試験及び学科試験とする。

## 3 実施期日及び実施場所

### (1) 実施期日

実技試験 令和3年12月3日（金）から令和4年2月13日（日）までの間において指定する日

学科試験 令和4年1月23日（日）、同月30日（日）、2月2日（水）及び同月6日（日）のうち指定する日

## (2) 実施場所

富山県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に通知する。

## 4 受検手続

技能検定受検申請書を令和3年10月4日（月）から同月15日（金）までの間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）に富山県職業能力開発協会（富山市安住町7番18号）に提出すること。

## 5 その他

詳細については、富山県職業能力開発協会（電話076-432-9887）又は富山県商工労働部労働政策課（電話076-444-4558）に問い合わせること。

---

